

埼玉県男女共同参画推進センター利用者懇談会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）の事業運営について意見や要望等を聞き、男女共同参画社会づくりのための総合拠点施設としての機能充実と有効な利用を図るため、埼玉県男女共同参画推進センター利用者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の委員は、会議において次の事項について意見等を述べることができる。

- (1) センターの事業運営に関すること
- (2) センターの利用全般に関すること

(組織)

第3条 懇談会は、10人以内の委員をもって組織するものとする。

(構成と任期)

第4条 懇談会の委員は、センターを利用する団体・グループ等の代表者、関係行政機関の職員、民間有識者等及び公募による応募者からセンター所長が選任する。

2 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。ただし、公募による委員は再任できない。

(委員長等)

第5条 懇談会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は懇談会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

(会議の公開)

第7条 懇談会の会議は公開とする。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、センター管理担当において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。